

能登半島地震の教訓を踏まえた防災啓発用映像制作事業に係る公募型プロポーザル 実施要領

1 趣旨

この実施要領は、能登半島地震の教訓を踏まえ、県民一人ひとりの防災意識を高め、自助・共助の取組みを促すための映像コンテンツ制作業務の受託者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

能登半島地震の教訓を踏まえた防災啓発用映像制作事業

(2) 業務の内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月16日（月）まで

(4) 委託費の上限額

金2,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※この上限額は、委託契約時の予定額（予定価格）を示すものではありません。

3 委託候補者選定方法

公募型プロポーザル方式により事業者を決定する。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

(1) 単独企業

- ① 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- ② 対面又はオンラインにより行う打合せに常時参加できる体制を整えていること。
- ③ プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと。
- ④ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われていない者ではないこと。

⑧ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（参加者が個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者

キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者

ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者

ケ 民法（明治29年法律第89号）第13条第1項第10号に規定する制限行為能力者

コ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

サ 本プロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間において、富山県の指名停止措置を受けている者

（２） 共同企業体

① 共同企業体の代表者が、（１）①～③を満たしている者であること

② 各構成員が、（１）④～⑧に掲げる全ての項目を満たしている者であること

③ 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること

④ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること

⑤ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと

⑥ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書（以下「協定書」という。）を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること

- ア 目的
- イ 共同企業体の名称
- ウ 構成員の名称及び所在地
- エ 代表者の名称
- オ 代表者の権限
- カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率
- キ 構成員の責任
- ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- コ 解散後の瑕疵担保責任
- サ 取引金融機関
- シ その他必要な事項

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書＜様式第3号＞により提出すること。
電話及び口頭による質問は受け付けない。

- (1) 提出方法 メールにて提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。
- (2) 提出先 富山県危機管理局防災課（連絡先は、「12 提出・問い合わせ先」を参照）
- (3) 質問受付期限 令和7年7月14日（月）17時まで
- (4) 質問に対する回答 令和7年7月17日（木）までに、富山県のホームページ「公募型プロポーザル」ページに掲載する。
- (5) その他
以下の質問については、受け付けない。
 - ・評価基準の配点に関する質問
 - ・他の応募者に関する質問
 - ・審査員に関する質問
 - ・その他、プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

6 プロポーザル参加申込手続

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、下記により必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類 プロポーザル参加申込書＜様式第1号＞
- (2) 提出期限 令和7年7月22日（火）17時（必着）
- (3) 提出先 富山県危機管理局防災課（連絡先は、「12 提出・問い合わせ先」を参照）
- (4) 提出方法 メールにて提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。
- (5) 参加辞退 申込後、事情により参加を辞退する場合は、令和7年7月25日（金）17時までに辞退届＜任意様式＞をメールにて提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

下記①から⑤までの書類を企画提案書として提出すること。

①企画提案書＜任意様式＞（PDF形式のファイルで提出すること。）

- ・別紙業務委託仕様書を参照のうえ、提案すること。

②会社概要＜様式第2号＞（PDF形式のファイルで提出すること。）

③経費見積書＜任意様式＞（PDF形式のファイルで提出すること。）

- ・仕様書に記載されている業務を行うために必要な経費を算出し、積算の内訳がわかる見積書を作成すること。

- ・プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、算出した額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載すること。（円未満切捨て）

④委託業務実施体制＜任意様式＞

- ・責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制（再委託先等を含む）など
- ・過去に実施した同種又は類似企画の実績

⑤その他参考となる書類

- ・会社概要又は会社概要パンフレット等

(2) 提出期限 令和7年7月31日（木）17時（必着）

(3) 提出先 富山県危機管理局防災課（連絡先は、「12 提出・問い合わせ先」を参照）

(4) 提出方法 メールにて提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。

(5) 経費負担 企画提案書の作成等の応募に要する一切の経費は事業者負担とする。

8 審査方法等

(1) 審査方法

提出された企画提案書等の内容について審査（書面審査）を行い、委託候補者を選定する。提案者が1者の場合であっても、審査を実施するが、この場合は、評価基準点（60点以上）を満たしているかどうかで選定の可否を決定する。

企画提案書等の内容について疑義がある場合は、参加申込書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで質問を行うことがある。

審査結果については、参加申込書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知を行う。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり。

9 契約の締結

選定された委託候補者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、提案書

の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含むものとする。協議が不調のときには、次点の者から順に契約の締結の協議を行うものとする。

なお、受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができる。

10 その他留意事項

- (1) 提案は、参加者1者につき1案とする。
- (2) 次に掲げる場合については提案を無効とする。
 - ・本実施要領（仕様書及びこれに附属する書類を含む。）に記載された条件に適合しない場合
 - ・プロポーザル参加の要件を満たしていない場合
 - ・提出書類に虚偽又は不正があった場合
 - ・他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行ったことが判明した場合
 - ・複数の提案書を提出した場合
 - ・審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・この他、本実施要領に違反する行為があった場合
- (3) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担とする。
- (4) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。
- (5) 委託先に選定された提案者の企画提案書及び委託業務により作成した成果物に係る著作権は、県に帰属するものとする。
- (6) 審査結果については、採用・不採用に関わらず、後日、電子メールにて通知し、契約候補者の名称等を県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）で公表する。なお、選定の経緯、選定理由等に関する問合せには一切応じない。
- (7) 委託候補者と富山県は、企画提案の内容に基づき、具体的な仕様を協議し調整が整った場合に契約を締結するものであり、本プロポーザルで提出された見積金額による契約締結を確約するものではない。

11 今後のスケジュール

- (1) プロポーザル質問書提出期限 令和7年7月14日(月)17時
- (2) プロポーザル参加申込み期限 令和7年7月22日(火)17時
- (3) プロポーザル参加辞退届提出期限 令和7年7月25日(金)17時
- (4) プロポーザル企画提案書等提出期限 令和7年7月31日(木)17時
- (5) 審査結果通知 令和7年8月中旬～8月下旬
- (6) 契約締結 令和7年9月上旬以降

12 提出・問い合わせ先

〒930－8501 富山市新総曲輪 1－7

富山県危機管理局 防災課 浮田（うきた）

E-mail: abosai@pref.toyama.lg.jp

※提出の際は、件名に【防災啓発用映像制作】を必ず付記ください。

※お問い合わせは、原則電子メールにてお願いいたします。